

第 29 号議案

加東市都市計画審議会条例の一部を改正する条例制定の件

加東市都市計画審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 3 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

加東市都市計画審議会条例（平成 18 年加東市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（委員の任期の特例）

- 2 第 3 条第 2 項の規定による委員の任期については、同項の規定にかかわらず、平成 30 年 8 月 1 日を始期とする同条第 1 項第 2 号の委員の任期に限り、平成 30 年 10 月 31 日までとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 29 号議案 要旨

加東市都市計画審議会条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

加東市都市計画審議会の委員のうち、市議会の議員について、委員の任期と議員の改選時期を合わせるため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

附則に委員の任期の特例の項を追加し、委員のうち市議会の議員については、平成30年8月1日を始期とする任期に限り、平成30年10月31日までとすること。（附則関係）

3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成18年3月20日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成18年3月20日から施行する。</u></p> <p><u>(委員の任期の特例)</u></p> <p>2 <u>第3条第2項の規定による委員の任期については、同項の規定にかかわらず、平成30年8月1日を始期とする同条第1項第2号の委員の任期に限り、平成30年10月31日までとする。</u></p>